別添3.

エコマーク商品類型 No.125

「生ごみ処理機 Version1.0」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

１． 環境的背景

1989 年に制定されたエコマーク商品類型「生ごみコンポスト化機器」は、生ごみを主に微生物などの働きを利用することによってコンポスト化（堆肥化）する機器の普及を図るものであった。この商品類型は 1994 年に電力を使用する機器の追加を行い、一層の普及を図ってきたところである。

2000 年 5 月開催のエコマーク審査委員会において、この商品類型の認定基準について、「1(1) 生ごみを主に微生物などの働きを利用することによってコンポスト化（堆肥化）する機器であること。」とあり、過去、生ごみの乾燥あるいは減量化を主目的としたものを認定対象から除外してきたが、近年、家庭から排出されるごみについて減量化を図る必要性が指摘されていることから、対象範囲や認定基準についての見直しをエコマーク類型・基準制定委員会に提出することとした。

生ごみは、農林水産省発表の資料によると食品廃棄物と呼ばれ、食品製造業、食品流通業、外食産業および家庭から排出されている。これらの食品廃棄物は、平成 8 年度厚生省資料などからの農林水産省推計によると 1940 万ｔの発生量のうち 91%に当たる 1772 万 t が焼却埋立処理されている。膨大な量の食品廃棄物について、発生を抑制すること、発生した食品廃棄物を再生利用することが重要であり、「食品循環資源等の再生利用等の促進に関する法律」が施行された。本商品類型は、こうした背景を踏まえて「生ごみ」に起因する環境負荷に関して検討された。その結果、一般に生ごみ処理機によって処理された生ごみは、肥料や堆肥ではなく、堆肥などの原料となりうるものであることを確認した。堆肥などとして利用するためにはさらにもう一段階の処理を必要とする。生ごみを減量・減容処理することは、廃棄物削減を図ると同時に有効利用のための中間処理として必要であり、また生ごみ焼却処理時のエネルギー消費量の削減になりうることから、生ごみ処理機として対象範囲を再設定し、生ごみの発生抑制・再生利用の促進、生ごみの減量・減容処理に関する情報提供の充実を図ることとされた。併せて、商品ライフサイクル評価という観点から、生ごみ処理機の製造・使用段階に起因する環境負荷を考慮し、認定基準が策定された。

２． 対象

「生ごみ処理容器」および「家庭用生ごみ処理機」。

３． 用語の定義

バイオ式 ：好気的条件下で微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容処理を行う方式。
乾燥式 ：電気などのエネルギーを利用して生ごみを乾燥し、減量・減容処理を行う方式。
生ごみ処理容器：各家庭で自家処理することを目的に設計されたバイオ式の生ごみを処理す

る容器で、電気などのエネルギを使用しないもの。なお集合住宅での集中処理用容器は含まない。

家庭用生ごみ処理機：各家庭で自家処理することを目的に設計されたバイオ式または乾燥式の生ごみ処理機で、電気などのエネルギを使用するもの。なお集合住宅での集中処理用機器は含まない。

基　　材：好気的な分解条件を保つ目的で使用される、多孔質状の木質材、パルプ、それに準ずる素材で形成されたもの。

４．認定の基準

4-1.　環境に関する基準

A.生ごみ処理容器

(1)生ごみ処理容器は、ハロゲン系樹脂およびハロゲン系プラスチック添加剤の使用のないこと。
(2)プラスチック色材は、重金属類の含有量および溶出量についてポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。
(3)木製の容器において防腐剤を使用する製品は、防腐剤が（社）日本木材保存協会の認定を受けていること。ただし、クロムおよびヒ素を含む薬剤、ピレスロイド系薬剤は使用のないこと。
(4)生ごみ処理容器は、容器のリサイクルに配慮した設計に努めていること。
(5)生ごみ処理容器は、容器使用後に容器使用者の依頼により製造者が引き取ること。
(6)取扱説明書（ユーザマニュアル）は、生ごみ処理容器使用後に容器使用者の依頼により製造者が引き取る旨の情報を記載していること。
(7)取扱説明書（ユーザマニュアル）は、別表１に掲げる情報を記載していること。
(8)生ごみ処理容器の製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

B.家庭用生ごみ処理機

(9)機器の消費電力は、当面1.5kWh/kg以下であること。
(10)発泡プラスチックは、別表2に掲げる特定フロン（CFC5種)、その他CFC、代替フロン（HCFC）を使用しないこと。
(11)家庭用生ごみ処理機は、処理機のリサイクルに配慮した設計に努めていること。
(12)取扱説明書（ユーザマニュアル）は、別表3に掲げる情報を記載していること。
(13)取扱説明書（ユーザマニュアル)、および製品ラベルまたはパンフレットは、動作状態での最大消費電力を記載していること。
(14)家庭用生ごみ処理機の製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

C.基材

(15)基材は、有害化学物質の混入防止に配慮していること。

4-2.　品質に関する基準

A.生ごみ処理容器

（16）製品の品質については、用途毎に定められている規格などがある場合は、その規格などにしたがうこと。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

B.家庭用生ごみ処理機

（17）本基準書巻終の「家庭用生ごみ処理機性能評価基準と性能ガイドライン」もしくはこれに準じる品質規格などにしたがって性能確認がなされていること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

5．認定基準への適合の証明方法

（1）各基準への適合を証明する資料を、エコマーク商品認定・使用申込書に添付すること。

（2）認定基準 4-1.(1)については、エコマーク商品認定・使用申込書にハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を記載し提出すること。

（3）認定基準 4-1.(2)および(3)については、エコマーク商品認定・使用申込書に本項目への適合理由を具体的に記載すること。防腐剤などを使用している場合、薬剤使用理由および薬剤が（社）日本木材保存協会で認定を受けていることの証明書を提出すること。

（4）認定基準 4-1.(4)および(11)については、エコマーク商品認定・使用申込書に本項目への適合理由を具体的に記載すること。

（5）認定基準 4-1.(5)については、エコマーク商品認定・使用申込書に本項目への適合理由を具体的に記載すること。

（6）認定基準 4-1.(6)については、取扱説明書（ユーザマニュアル）の該当部分を提出すること。

（7）認定基準 4-1.(7)および(12)については、取扱説明書（ユーザマニュアル）の該当部分を提出すること。

(8) 認定基準 4-1.(8)および(14)については、工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去５年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

（9）認定基準 4-1.(9)については、当該機器の消費電力をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。消費電力の測定は、生ごみ処理機性能評価基準と性能ガイドラインによるものとする。

（10）認定基準 4-1.(10)については、エコマーク商品認定・使用申込書に本項目への適合理由を具体的に記載すること。

（11）認定基準 4-1.(13)については、取扱説明書（ユーザマニュアル）、および製品ラベルまたはパンフレットの該当部分を提出すること。

（12）認定基準 4-1.(15)については、基材の原材料をエコマーク商品認定・使用申込書に具体的に記載すること。

（13）認定基準 4-2.(16)および(17)については、該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

6．その他

（1）商品区分は、機種毎またはシリーズ機毎とする。ただし、シリーズ機毎の場合、同一申込としてよいが、シリーズ内の各機器がそれぞれの基準を満たしていること。

（2）マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、左揃えの二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「ごみを減らす」、B.家庭用生ごみ処理機は二段目を「消費電力○○kWh/kg」または「消費電力○○kWh/kg以下」(「○○kWh/kg」は同一認定番号の商品における消費電力の最大値)と記載すること。なお○○%は消費電力量の数値を記載すること(小数点第二位以下切り上げ)。

また、エコマーク表示の付近に認定番号を記載すること。

[B.家庭用生ごみ処理機の場合]

エコマーク認定番号

第○○○○○○○○号　(数字のみでも可)

(3) エコマーク使用者名および住所を、エコマーク商品またはその包装・容器に表示すること。(エコマーク使用規定第 7 条)

(4) 広告などの環境主張は、検証可能なデータに基づいていること(例えば、完全消滅などの主張は避けるべきである)。本項目については、パンフレットなどの広告を提出すること。

(5) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。(「エコマークのてびき」より引用:「エコマーク事業実施要領」第 3 章第 7 項に相当する除外規定)

2002 年 12 月 18 日　制定(Version1.0)

本商品類型の認定基準は制定日より 5 年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

別表 1　生ごみ処理容器の使用に関する取扱説明書への記載事項

1)生ごみ処理容器

取扱説明書の説明にあたっては、以下の点に留意し記述すること

・減量・減容処理物(以下、処理物という)は、堆肥ではなく、堆肥などの原料になりうるものである

・処理物は、自己責任で処理するものである

取扱説明書は、以下の事項について生ごみ処理容器が充分な性能を発揮するための情報を提供していること。

1. 組み立て

どのようにして容器を組み立てるか、図解で説明していること。

2. 利用目的

容器のタイプ（例えば、屋外用生ごみ処理容器、屋内用生ごみ処理容器など）、減量・減容処理の量は何人用で何日用に設計されたものであるか、屋外用生ごみ処理容器を屋内で使用した際の危険性について明記していること。

3. 投入可能なもの、投入不可能なもの

容器に投入する生ごみの例の一覧を明記していること。

4. 減量･減容処理の手順

減量・減容処理の手順について取扱説明書（ユーザマニュアル）に明記していること。次の点を含むこと。

－生ごみの減量・減容処理に関する規則、条例や法令の説明
－減量・減容処理に関する一般原理
－衛生的に、容器・機器の設置に適した場所
－減量・減容処理の開始
－生ごみと基材の追加
－混ぜ合わせ
－温度の範囲と、減量・減容処理に適した湿度（夏と冬の分解速度などとの関係）
－通常の減量・減容処理の平均日数
－減量・減容処理ができたかどうかの評価
－容器の全重量
－容器のふたを動かしたときの高さ（ふたを取り外せる容器のみ本項目を明記）
－減量・減容処理が活発でなくなったときどうするか？
－一般的な問題へのトラブルシューティング
・衛生害虫（ハエ、コウカアブ、ショウジョウバエなど）、ネズミの防除
・処理物の臭気
・容器内の多すぎる漏出物

5. 予備部品リスト

消耗部品は、一覧を明記すること。

6. その他の注意事項

以下の点について明記していること。

－投入時の工夫（行うことが望ましい事例）
水気を切る（新聞紙でくるむ、風通しのよい場所で乾燥、天日で乾燥）
大きなものは細かく切る方がよい
－投入する生ごみの徹底（汁もの（水分）、油もの（油分は入れない）、魚・肉（蛋白質）などは大量に入れないこと　→　悪臭の原因となる）
－微生物とのつきあい方
「腐る」「腐敗する」ことを目的とした処理ではなく、「減量・減容処理」することが目的である。
バイオ式については、室内（閉鎖空間）での使用による微生物のコンタミネーションの可能性、ポピュレーションの変動などに関する注意書きを明記する。

別表2　　**4-1.(10)に規定する物質**

特定フロン （CFC5種）	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のCFC	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
代替フロン （HCFC）	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン
	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
	クロロフルオロプロパン

別表３　家庭用生ごみ処理機の使用に関する取扱説明書への記載事項

2)家庭用生ごみ処理機

取扱説明書の説明にあたっては、以下の点に留意し記述すること

・減量・減容処理物（以下、処理物という）は、堆肥ではなく、堆肥などの原料になりうるものである

・処理物は、自己責任で処理するものである

取扱説明書は、以下の事項について生ごみ処理機が充分な性能を発揮するための情報を提供していること。

1.**メーカ名（ロゴ可）、品名、品番を明記していること**

2.**安全を確保するための表示（安全上のご注意）**

製品の取扱上、安全な使用を確保し、人身への危害と財産への損害を防ぐための警告・注意表示を行うこと。（製品が故障し単に機能・性能が発揮できなくなる場合を除く）

3.**主要部品の名称・働き（各部の名称と働き）**

使用上、あらかじめ理解が必要な主要部品の名称・働きに関し、イラストまたは写真で表示し説明していること。

4.**設置、据え付け（設置のしかた）**

設置場所、方法などを明記していること。屋外に設置するタイプの家庭用生ごみ処理機は、屋内で使用した際の危険性について明記していること。

5.**準備（使用前の準備）**

構成品・付属品の確認、接続などお客様が製品を使いはじめるまでの準備作業について、その手順を具体的に明記していること。

6.**使用上の注意表示**

取り扱いに注意しないと、故障や製品を損傷させる原因になるもの、および要求どおりの機能・性能が発揮できなくなる行為について注意を喚起すること。

【表示項目例】

－投入できるもの、投入できないもの

－一般的な問題へのトラブルシューティング

7.**使用方法（使い方）**

お客様の立場から使用方法を分かりやすく説明すること。

【表示項目例】

－減量・減容処理に関する一般原理

－減量・減容処理の開始

－生ごみと基材の追加

－攪拌

－減量・減容処理に適した温度・湿度

－減量・減容処理ができたかの評価

8.**処理物の扱い**

次の事項を明記すること。

(1)園芸などに使用する場合の注意事項

①自家で園芸などに使用する場合あくまでも自己責任にて使用すること。

②①の場合の使用方法メーカ推奨法（取説記載など）によること。

③①の場合注意すべき事項

・肥料として活用する場合、推奨法に従い一定期間熟成させること。そのまま散布すると植物に悪影響を及ぼす危険性があること。

・特に処理時間の短時間で取り出した処理物は、そのまま散布すると植物に悪影響を及ぼす危険性が高くなること。

(2)長期保存する場合の注意事項

(3)処理物をどうしても捨てる場合、処理物は減量・減容されているので、可燃ごみなどとして捨てられること。

9.**上手な使い方**

使用上、ノウハウやコツにより、より期待どおりの機能・性能を発揮できる効果的な使い方を表示すること。

10.**部品の交換（基材の追加・交換）**

消耗部品（基材）で追加（補充）や交換が必要なものは、追加・交換時期の見分け方、交換方法などを説明すること。

11.**点検**

快適で安全に使用していただくために、お客様に対して日常および定期的に点検を必要とする場合は、その必要性と方法を記載すること。

12.**手入れ（お手入れのしかた）**

製品の保全および性能維持のため、掃除や手入れの必要性と方法を説明すること。

13.**故障の見分け方（故障かな？と思ったら）**

製品を使用中、正常な動作をしなくなったとき、故障かどうかを見分けるためのガイド（見分け表）および処置方法を明記すること。

14.**仕様**

製品の電源、消費電力、最大消費電力、寸法、質量などその製品の仕様について明記すること。

15.**別売品**

製品の使用上、部品（資材）の交換や補充および機能拡大などのため、別売されている部品（資材）を明記すること。

16.**保証とアフターサービス**

次の事項を明記すること。

・保証書について

・修理の依頼について

・補修用性能部品の保有期間は、当該製品の製造停止後、6年であること

・不明な点、修理に関する相談先

・長年使用製品の安全点検および安全使用を啓蒙するため注意事項

17.**事業者表示**

取説の発行責任を明確にするために、次の項目を明記すること。

・社名

・本社の住所、電話番号

・商品企画担当事業場の名称、住所、電話番号

18.その他

以下の点について明記していること。

－投入時の工夫（行うことが望ましい事例）

・水気を切る（新聞紙でくるむ、風通しのよい場所で乾燥、天日で乾燥）方がよい

・大きなものは細かく切る方がよい

－投入する生ごみの徹底（汁もの（水分）、油もの（油分は入れない）、魚・肉（蛋白質）などは

・大量に入れないこと　　→　悪臭の原因となる）

－微生物とのつきあい方

・「腐る」「腐敗する」ことを目的とした処理ではなく、「減量・減容処理」することが目的である。

・バイオ式については、室内（閉鎖空間）での使用による微生物のコンタミネーションの可能性、ポピュレーションの変動などに関する注意書きを明記する。

以上

家庭用生ごみ処理機性能評価基準と性能ガイドライン

１．商品の定義

①. 形態

電気エネルギーを利用し，効率よく生ごみを減量・減容できる装置を指す。

また派生効果として，その処理物はたい肥などの原料となりうるなどの有用資源として再利用可能な形態に変換可能なものとする。乾燥方式とバイオ方式の２種類がある。

②. 対象物

家庭から廃棄処分される生ごみを対象とする。

処理物の量の目安は一日当たり 300ｇ～3000ｇ程度とする。

③. 定格電圧

商用交流電源 100Ｖまたは 200Ｖとする。

④. 使用場所

一般家庭住居（マンション・一戸建てなど）への設置を想定する。屋内用および屋外用がある。

2. 試験条件

試験条件は次の通りとする。（各項目共通）

温　度	20±2℃
湿　度	60±10%
電　圧	100Ｖ又は 200Ｖ（定格電圧による）
周波数	50Ｈｚ，60Ｈｚ
投入生ごみ	標準テスト生ごみを標準処理量投入する。さらに，これに加えて 700g（４人家族の１日当りの平均的な生ごみ量）の場合で参考測定しても良い。 なお，「標準処理量」とは，機器の標準運転条件において，公称値の所定の期間，標準テスト生ごみを毎日連続して投入可能で実用上支障なく処理できる定格処理量（g 又は kg）とする。 また，「実用上支障なく処理できる」とは，バイオ式で好気性発酵方式の場合，基材の水分率が約75%以下にあり，高水分率に起因する嫌気性発酵状態にならないことを条件とする。高水分率状態が継続されると一般的に好気性発酵から嫌気性発酵状態となり，基材は通常のアンモニアガス発生から悪臭である酢酸ガス発生などに変化する。一方乾燥式においては，公称値の定格処理量の生ごみを投入して，充分な乾燥状態を達成可能な量であることとする。
基材交換	バイオ式の基材交換の判断基準は各社判断とする。

3. 消費電力量･消費電力

3-1. 消費電力

「最大消費電力」とはその機器が最も負荷のかかる運転条件で測定した場合の消費電力を表す。（最も負荷のかかる条件とは，使用温度範囲内で，その機器が有する最大の性能を発揮する条件。即ち，その機器に投入可能な最大の生ごみ量を投入し，その他付加されている機能を最大限に発揮する運転モード＜脱臭機能など＞の場合である。）

3-2. 消費電力量

① 機器の標準運転条件において，標準処理量の標準テスト生ごみを投入して運転した時，生ごみの処理が完了するまでの消費電力量を「消費電力量」とする。

② バイオ式においては，基材の処理状態や環境温度により消費電力量が影響を受けるため，前記「２.試験条件」に基づき，標準処理量の標準テスト生ごみを毎日投入して，処理状態が安定した状態で「積算電力計」により１週間の積算電力量を測定し，一日当たりの消費電力量に換算した値とする。

なお，バイオ式の「処理状態が安定した状態」とは，連続投入２週間後の状態が目安である。

４. 減質量率

① 標準処理量の標準テスト生ごみを処理したとき，生ごみの投入量（g 又は kg）の何%が減質量されたかを示す値。

② 測定期間は,乾燥式は公称値の期間で測定し,バイオ式は２ヵ月間で測定する。

③ バイオ式は，減質量率が安定する２ヶ月後に測定を行う。

④ 算出式

減質量率（%）＝[生ごみ総投入量（kg）－{テスト終了時本体総質量（kg）
－テスト前本体総質量（kg）}]／生ごみ総投入量（kg）×１００

⑤ バイオ式の場合，地域，季節，使用環境の温度・湿度，など測定条件によって性能が変化するので,「地域，季節，使用環境の温度・湿度，など測定条件によって性能が変化する」旨付記する。

⑥ 上記試験により 70%を確保することを目安とする。

５. 処理時間

生ごみ処理の速さに関する指標で，標準テスト生ごみを投入して処理を開始してから，所定の処理が終わるまでの時間をいう。

乾燥式においては，所定の乾燥率になるまでの時間またはタイマーなどで予め設定可能な運転時間をいう。

バイオ式においては投入した標準テスト生ごみの「姿形がほとんど認識不可能な状態」に変化するまでの運転時間を指す。

ただし,バイオ式において処理時間は，生ごみの種類，組成，大きさ，鮮度などにより多種多様に変化する。一方,実使用上は基材が交換時期に至るまでの長期間にわたって，随時投入可能なので,処理時間の長短は実用上あまり意味をなさない。したがって，標準テスト生ごみに対する処理時間は，処理の速さに関する一つの目安に過ぎないのでその取扱いに注意を要する。

バイオ式において処理時間の長短が問題になる場合に，例えば「茹でたキャベツの芯，３センチ大のものの処理時間は３日間」など，生ごみの種類，組成，大きさ，鮮度などの測定条件を明確にして表示する必要がある。

以上のことから，処理の速さについて，乾燥式においては１回当りの処理時間を，バイオ式においては１日当りの標準処理量で表示するのが適当である。

６. 騒音

① 生ごみ処理機が運転中に発生する騒音。

② 測定条件は，JIS Z 8731　騒音レベル測定方法　のA特性による。

③ 標準状態で運転し，機器から 1m の距離にて，正面／右側面／左側面の 3 面を測定し平均値で表す。高さは機器の中央とする。

④ 攪拌，換気など動作状態により変わる時は動作毎に，また電源周波数により変わるときは周波数毎に測定し，その最大値を表示する。

７. 臭気に対する考慮

周辺環境・住民への影響が無いレベルまで脱臭・消臭して放出すること。例として，触媒

脱臭器技術・好気性微生物処理手段・特定菌による微生物脱臭技術・希釈技術・ダクト排出技術・吸着技術・放電脱臭技術などがある。

8. 安全性

電気用品安全法に準拠した安全構造であり，商品使用上での安全啓発のために取説・商品に適切な警告文・注意文が記載されていること。（ＪＥＭＡ安全表示実施要領書相当）

標準テスト生ごみに用いる食品の種類・配合割合・加工方法

ごみの組成		実際の生ごみ比（重量比）		切り方
植物性	野菜の皮・屑・芯・（残）	キャベツ	25	幅 10mm以下にカット（芯含む）
		ジャガイモ	5	4 分割後5mm に銀杏切り（皮付き）
		玉ねぎ	5	2 分割後5mm カット（皮含む）
		ダイコン	5	縦 4 分割後5mm に銀杏切り
	果物の皮・芯	リンゴ	15	実のまま縦8分割（芯含む）
		オレンジ or みかん	15	縦8分割（皮付き）
	小計		70	
動物性	肉類	生肉	3	ぶつ切り3cm前後
	魚類	生魚（いわし他）	8	4等分
	卵殻	鶏卵殻	2	
	小計		13	
植物性・動物性計			83	
その他	残飯	ごはん or うどん	11	
	茶殻	茶殻	6	出枯らし
	小計		17	
合計			100	

☆　この生ごみ組成は、以下の調査に基づき決めているが生活環境の変化などにより変更する場合がある。

＜参考にした資料＞

１．建設省下水道局調査報告書
２．東京都下水道局調査報告書
３．京都市家庭ごみ排出実態調査報告書
４．奈良女子大家庭生ごみ調査
５．生ごみ処理機モニターでの実態調査

以上

解　説　「生ごみ処理機 Version1.0」認定基準

2002 年 12 月 18 日制定予定

１．対象について

エコマーク商品類型 No.6「生ごみコンポスト化機器」では、いわゆる業務用の大型機器も認定していた。見直しの結果、商品ライフサイクル評価という観点や認定基準策定のための知見・評価方法が不足、未整備であることなどの理由から、今回の見直しではいわゆる業務用の大型機器については、対象から外さざるを得ないと判断された。

嫌気性発酵による生ごみ処理機器については、エコマーク商品類型 No.6「生ごみコンポスト化機器」において「嫌気性菌を使用するなど臭気発生のおそれのある機器については、密閉可能な構造であること。」と規定され、一般に密閉式容器と呼ばれる商品を認定していた。今回の見直しでは、生ごみ処理機による処理の目的は減量・減容であり、その処理物は堆肥ではなく堆肥などの原料となり得るものであることを確認した。減量・減容を最も効果的に進めることができる家庭用の生ごみ処理方式の一つは、好気的条件下で微生物を利用して生ごみを分解する方式である。嫌気性発酵は、減量・減容効果が小さい上、家庭で生ごみを処理する際の失敗が多く、適切な処理を行うことが難しい。検討の結果、バイオ式生ごみ処理については、好気的条件下で微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容処理を行う方式をエコマーク商品として推奨することとし、嫌気性発酵による生ごみ処理を推奨しないこととされた。

家庭用生ごみ処理機の生ごみ処理方式の違いによる環境負荷について､大きな差はなく、認定基準としては一つにまとめた。生ごみ処理容器と家庭用生ごみ処理機については、構造が異なるため、認定基準を分けて設定した。

なお、定性基準としたため、基材のみでのエコマーク認定は行わないこととした。

２．認定の基準について

2-1.環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「生ごみ処理機」において考慮された環境負荷項目は「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」に示したとおり（表中○印および◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は A-8、B-3、B-5、B-6、B-8、B-9、D-1、D-2、D-9、E-8 および F-1（表中◎印）である。

なお、表中　印の欄は検討対象にならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表　「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A．資源採取	B．製造	C．流通	D．使用消費	E．廃棄	F．ﾘｻｲｸﾙ
1．資源の消費	◎	○		◎		◎
2．地球温暖化影響物質の排出		○		◎		
3．オゾン層破壊物質の排出		◎				
4．生態系への影響	◎					
5．大気汚染物質の排出		◎				
6．水質汚濁物質の排出		◎				
7．廃棄物の排出・廃棄						
8．有害物質などの使用・排出		◎			◎	
9．その他の環境負荷		◎		◎		

A　資源採取段階

◇A-1　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)基材に関する資源の有効利用について

（1）については、CCA などの薬剤による防腐・防虫処理がなされた建築解体木材が混入する可能性がある。減量・減容処理の結果、基材は生ごみとともにたい肥などの原料になり得ることから、環境中への CCA などの有害な化学物質の放出を防止するためにエコマーク商品類型 No.115「廃木材・間伐材・小径材を使用した木製品」を参考に、基準を策定する項目として選定された。また、間伐材・未利用木材などの使用については、木質系材料の他にも基材として使用されている素材があり、現時点で間伐材・未利用木材のみを推奨することは難しいとの結論となり、基材の原材料を確認し、CCA などの有害な化学物質の混入を防止することとされた。

◇A-4　（生態系への影響）

本項目では以下の点が検討された。

(1)基材に関する資源の有効利用について

本項目は、A-1 項において一括して検討されたため、省略する。

B　製造段階

◇B-1　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)基材製造時の副資材の使用

基材は、主に木質材、パルプなどの植物性資源を使用しているため、特に基準として採り上げる必要はないと判断し、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇B-2　（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)基材製造時のエネルギー消費

本項目については、B-1 項に解説しているとおり、特段の基準を策定する項目として選定されなかった。

◇B-3　（オゾン層破壊物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)家庭用生ごみ処理機における断熱材などの発泡部品

家庭用生ごみ処理機

本項目については、現在の生ごみ処理機に断熱材などの使用はないが、消費電力の削減を図るなど今後の取組においては、家庭用生ごみ処理機における使用も想定される。特定フロン、代替フロンなどについては、その製造の規制並びに排出の抑制および使用の合理化に関し、国際的合意により対策が進められている。本商品類型では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を参考に、別表 2 を作成し、特定フロン（CFC5 種)、その他ＣＦＣ、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（HCFC）の使用を認めないこととして、基準を策定する項目として選定された。

◇B-5　（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)製造時に有害物質の発生・排出のないこと

生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機

本項目については、製造工程からの有害物質の発生・排出は、極力抑える必要があると判断された。そこで、製品の製造工場が立地する地域の協定、条例、法律などに対して違反などがなく適正に管理されていることが基準として策定された。

なお、本項目は、大気汚染物質だけでなく、水質汚濁物質や振動・騒音・悪臭、その他の有害物質の排出についても、同じ考え方から該当する地域の協定、条例、法律などの基準に従うこととして適用される。

◇B-6　（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)製造時に有害物質の発生・排出のないこと

生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機

（1）については、B-5 項において一括して検討されたため、省略する。

◇B-8　（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)有害物質の排出 (2)木製の生ごみ処理容器において防腐剤を使用する製品は、防腐剤が（社）日本木材保存協会の認定を受けていること

生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機

（1）については、B-5 項において一括して検討されたため、省略する。

生ごみ処理容器

（2）については、木製の生ごみ処理容器は生ごみ処理時に生ごみとともに容器まで分解が行われてしまうため、製品として機能を維持するために防腐処理を施している。しかし、防腐剤には重金属を使用しているものなど有害性を指摘されている薬剤もあることから、製品製造時に CCA などの木材保存剤を添加しないこととし、基準を策定する項目として選定された。

◇B-9　（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1)製造時に騒音・振動の問題のないこと

生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機

本項目については、近隣苦情に適切に対応し、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断された。従って本項目は基準を策定する項目として選定された。

D　使用消費段階

◇D-1　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)生ごみの処理

生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機

（1）については、本商品類型の対象となっている「生ごみ処理容器」および「家庭用生ごみ処理機」を使用することにより、生ごみを減量・減容処理することは、廃棄物削減を図ると同時に有効利用としての中間処理として必要であり、生ごみ焼却処理時のエネルギー消費量の削減になりうることから、基準を策定する項目として選定された。生ごみの処理の具体的内容については、本認定基準の「環境的背景」、「対象」「用語の定義」、「別表 1」および「別表 3」に集約される。

生ごみ処理容器および生ごみ処理機によって処理された減量・減容処理物（以下、処理物という）に対し、消費者には「処理物＝肥料や堆肥」であるとの誤解がある。処理物は堆肥の原料になりうるものであって、肥料や堆肥ではないことを消費者に正しい認識として説明していく必要があると確認された。

◇D-2　（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)家庭用生ごみ処理機の消費電力

家庭用生ごみ処理機

家庭用生ごみ処理機の消費電力については、生ごみ処理のための二酸化炭素排出を LCA 手法を用いて検討した結果、生ごみ処理機により発生する二酸化炭素排出の大部分が消費電力であることが確認された。本ワーキンググループの試算によると、一般的な生ごみの焼却処理と比較して、消費電力 1.0kWh/kg 以下の場合、生ごみ処理機による生ごみ処理の方が二酸化炭素排出は少なくなるという結果であった。現状の家庭用生ごみ処理機は、消費電力 1.5kWh/kg のものが最も消費電力の少ない製品群であることから、次回の見直し時には 1.0kWh/kg とすることを検討するが、本認定基準では 1.5kWh/kg 以下とすることとされた。

◇D-9　（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1)生ごみの処理に関する情報の提供 (2)生ごみ処理容器使用後に容器使用者の依頼により、製造者が引き取る旨の情報を記載していること。 (3)家庭用生ごみ処理機の消費電力に関する情報の提供

生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機

本項目については、使用条件によっては、生ごみの処理を行う際に失敗することがあり、使用者の適切な生ごみ処理を支援するためには取扱説明書（ユーザマニュアル）の充実が必要であると判断された。また、製品にリサイクルが可能である旨の記載があると、使用者に対してリサイクルへ回すことへの理解が得られ、協力の促進を期待できるとの意見があり、基準を策定する項目として選定された。

家庭用生ごみ処理機

家庭用生ごみ処理機の消費電力については、目標値である 1.0ｋWh/kg を達成するための努力、また具体的な購入時の判断材料として消費者が判断できるよう、取扱説明書に記載し、情報提供することとされた。また、公開案へ寄せられた意見を参考に 1.0kWh/kg 以下を達成した機器を消費者が判断できるようマーク下段に消費電力に関する表示を追加した。

E　廃棄段階

◇E-8　（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)容器は、ハロゲン系樹脂およびハロゲン系プラスチック添加剤の使用のないこと (2)容器は、有害重金属（水銀、ヒ素、カドミウム、鉛）顔料などの使用のないこと (3)無鉛はんだの使用について

生ごみ処理容器

（1）については、焼却処理による有害ガスの発生が想定されるとして、意見が挙げられた。一般に、リサイクルされない場合の使用後の処理は焼却であることから、燃焼条件によってはダイオキシンの発生要因となりうるハロゲン系元素で構成される樹脂を除くこととし、本項目は基準を策定する項目として選定された。

（2）については、製品製造時に処方構成成分として添加を認めないこととして、基準を策定する項目として選定された。

家庭用生ごみ処理機

（3）については、公開案へ寄せられた意見に基づき検討した結果、現在の生ごみ処理機は無鉛はんだの使用に至っておらず、今後の普及状況を見ながら基準を策定する項目として採り上げるか検討することとした。

F　リサイクル段階

◇F-1　（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 生ごみ処理機は、リサイクルに配慮した設計に努めていること (2) 生ごみ処理容器は、使用後に容器使用者の依頼により製造者が引き取ること

生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機

（1）については、引き取った生ごみ処理容器をリサイクルすることが望ましい。自社引き取りが想定されるため、一律の基準を設けるのではなく、申込者自身による配慮が最も合理的であると判断し、定性的基準として、本項目は基準を策定する項目として選定された。審査にあたっては、エコマーク商品認定・使用申込書に本項目への適合理由を具体的に説明記述することで、設計時の配慮の有無を確認する。

（2）については、家庭用生ごみ処理機では引き取りに関するシステムが現段階では存在しないため、生ごみ処理容器に限定して検討が進められた。生ごみ処理容器は、主な構成材料が樹脂であり、資源として再び活用することが比較的容易である。すでに容器使用者の依頼により引き取りを行っている製造者もあることから、本項目は基準を策定する項目として選定された。家庭用生ごみ処理機においては、今後の引き取り、リサイクル体制の整備を進めることが望まれ、その時点においてあらためて引き取りなどに関して検討するものとする。

なお、本項目への適合は、申込者以外への事業者委託を含めてよい。回収費用については規定を設けないものとする。引取体制整備は、引き取り所持ち込みに限定する必要がなく、各地域の事情により設定されるべきものであることから、基準を策定しないこととした。

2-2.品質に関する基準の策定の経緯

家庭用生ごみ処理機における「生ごみ処理機性能評価基準と性能ガイドライン」は、（社）日本電機工業会の資料に基づいて作成された。

No.125

付属証明書

印（社印を捺印）

（必要項目をご記入の上、提出書類と共に、申込時に必ずご提出下さい）

【共通】

対　象　区　分	□**A.生ごみ処理容器** 微生物の利用条件　□好気的条件／□嫌気的条件 電力の使用が　□ある／□なし 基材の使用が　□ある／□なし □**B.家庭用生ごみ処理機** 処理方式　□バイオ式／□乾燥式 電力の使用が　□ある／□なし 基材の使用が　□ある／□なし
エコマーク表示予定箇所・表示内容	表示予定設計図を添付して下さい

【A.生ごみ処理容器　用】

項目	記入欄	提出書類	証明主体
4-1.(1) ハロゲン系元素樹脂	使用が　□ある／□なし	本書類	申込者
4-1.(2) プラスチック色材	プラスチックの使用が □ある／□なし プラスチック色材の使用が □ある／□なし	本書類	申込者
		使用がある場合 ポリオレフィン等衛生協議会「色材の規格基準」に適合の具体的な証明書	第三者試験機関または申込者（登録番号を記載したもの）
4-1.(3) 防腐剤	木材の使用が　□ある／□なし 防腐剤の使用が　□ある／□なし 使用理由（　　）	本書類	申込者
		防腐剤の使用がある場合 （社）日本木材保存協会認定証の写し	
4-1.(4) リサイクル設計		リサイクル設計に関する説明書	申込者
4-1.(5) 容器の引き取り		容器の引き取りに関する証明書	申込者
4-1.(6) 容器の引き取り情報		ユーザマニュアル（原稿）の写し	申込者
4-1.(7) 使用に関する情報		ユーザマニュアル（原稿）の写し	申込者
4-1.(8) 環境法規		証明書（記入例１）	最終製品製造工場の工場長
4-2.(16) 製品の品質		該当する品質規格に適合する試験結果	第三者試験機関または申込者
		品質管理証明（記入例２）	最終製品製造工場の工場長

【B.家庭用生ごみ処理機　用】

項目	記入欄	提出書類	証明主体
4-1.(9) 消費電力	消費電力量 型式:＿＿＿＿(　　)ｋWh/Kg 型式:＿＿＿＿(　　)ｋWh/Kg 型式:＿＿＿＿(　　)ｋWh/Kg 型式:＿＿＿＿(　　)ｋWh/Kg ＊書ききれない場合、別紙可	本書類	申込者
4-1.(10) 発泡プラスチック	プラスチックの使用が □ある／□なし 発泡剤の使用が　□ある／□なし 使用がある場合 別表２のフロン等の使用が □ある／□なし	本書類	申込者
4-1.(11) リサイクル設計		リサイクル設計に関する説明書	申込者
4-1.(12) 使用に関する情報		ユーザマニュアル（原稿）の写し	申込者
4-1.(13) 最大消費電力の記載		①ユーザマニュアル（原稿）の写し ②製品ラベル(原稿)またはパンフレット(原稿)	申込者
4-1.(14) 環境法規		証明書（記入例１）	最終製品製造工場の工場長
4-2.(17) 製品の品質		該当する品質規格に適合する試験結果	第三者試験機関または申込者
		品質管理証明（記入例２）	最終製品製造工場の工場長

【C.基材　用】

4-1.(15) 基材	原材料は です	本書類	第三者試験機関

記 入 例１

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局　殿

本証明書の宛先

○　○株式会社
○　○　○　○
印

証明書
発行者名

＊発行者は、工場長

環境法規遵守証明書

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、*（申込商品に関連する環境法規および公害防止協定などを全て記入）*を申込時より過去○○年間（※）遵守していることを証明します。

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

発行者が工場長もしくは工場長の役職にあたるもしくは兼務していることを必ず明記してください。

記 入 例2

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局　殿

本証明書の宛先

○　○株式会社
○　○　○　○
印

証明書
発行者名

＊発行者は、工場長

品質管理証明書

申込ブランド名（　　）について、別紙（第三者試験機関による試験結果、もしくは、自社品質規格）に基づいて製品を管理し、品質管理基準に適合する製品のみを出荷することを証明します。

発行者が工場長もしくは工場長の役職にあたるもしくは兼務していることを必ず明記してください。

エコマーク商品類型No.125「生ごみ処理機Version1.0（認定基準案）」への意見

	意見箇所	意見内容	回答
1	環境的背景／対象範囲	農林水産省や環境省等の資料を参考にしていると思われるが対象範囲として家庭から排出されるごみに限定するのは現在の社会情勢からも不適切。食品循環資源の再生利用の促進に関する法律は、家庭から排出されるごみを対象としていない。国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律は設備、役務として生ごみ処理を挙げている。環境省環境ラベルデータベースにおける環境ラベル中、生ごみ処理に関する評価が存在するのはエコマークのみ。 業務用生ごみ処理機について、評価のための知見・評価方法不足・未整備を理由に対象外とするのは、現在の認定基準「生ごみコンポスト化機器」を全く否定するものとなってしまう。業務用生ごみ処理機の処理量から考えても「生ごみ処理機」認定基準の実施を業務用機器基準の整備まで延期するか、「生ごみコンポスト化機器」を業務用として適用する必要がある。	意見は望ましい方向を示すものであると認識しています。現在、エコマーク商品として認定している業務用生ごみ処理機の多くは「食品循環資源の再生利用の促進に関する法律」や「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されるはるか以前から生ごみのリサイクルに取り組んでいるものであり、その取組をこれまで推奨してきましたが、1996年にエコマーク事業に導入した商品ライフサイクルの概念を考慮する方法で認定基準をあらためて検討した結果、様々な手法で様々な生ごみを処理する業務用生ごみ処理機については、知見・評価方法が不足、未整備であり、対象外とせざるを得ません。意見を頂きワーキンググループで再検討しましたが、原案のとおりとしました。
2	処理物	生ごみコンポスト化機器として直接堆肥を排出し、利用可能な処理機があることを確認して頂きたい。現在、エコマーク認定商品においては青果市場や野菜加工工場からの生ごみを堆肥化し、排出残渣を農地に堆肥として直接利用しているものがある。生ごみ処理機によって処理された残渣物は肥料や堆肥となるものと、肥料などの原料となるものの2種類存在すると認識されたい。 2種類の差別化方法として、成分分析、たとえばTOC（有機性溶存炭素量）等を計測することで判断可能と思われる。	本認定基準は、生ごみ処理容器および家庭用生ごみ処理機を対象として検討したものであるため、「生ごみ処理機によって処理された生ごみは、堆肥などの原料となりうるものである」旨を記載しました。ご指摘のエコマーク認定商品は業務用生ごみ処理機であるため、必ずしも今回の記載事項にあたるものではないと考えます。
3	対象範囲	「粉砕→固液分離→乾燥」のシステムが認定基準の想定外であるとされている。粉砕、固液分離についても対象範囲に含めるべき。効率的に生ごみを減量することができ、省エネ効果も大きい。	粉砕、固液分離などの生ごみ処理のための前処理については、現時点で評価が難しく、原案のとおり対象外としました。
4	用語の定義	基材：「適度な水分を保ち、」を削除。本当に必要か疑問である。	意見を参考に修正しました。
5	定義	「基材」は文章を逆にした方がわかりやすい。	意見を参考に修正しました。
6	4-1.(9)	「当面」との記載をあらため、消費電力1.0までを組み入れた段階的な基準を設定頂きたい。 消費電力1.0に向けた開発を促進する動機付けがないと長期化する恐れもある。電気を使う生ごみ処理機は二酸化炭素排出に関して生ごみの焼却処理よりも環境負荷が大きいということであれば使わない方が環境負荷は小さいということになる。これでは消費者にとってエコマークが環境を考えた購入の選択肢にならない。基準設定を1.0とし、施行を遅らせてトップランナーを待つ方法も考えてよいのではないか。悪いエコマークを作らないようお願いする。	意見を参考に消費電力削減の動機付けとして個別製品情報を表示するよう修正しました。消費電力量について、1.0は目標値であるため、基準については原案のとおりとしました。

7	4-1.(13)(基準の追加)	基準項目として「商品カタログは、別表3に掲げる情報のうち重要な情報を記載していること」を追加。また、「取扱説明書は動作状態での最大消費電力を記載していること」を「取扱説明書及び商品カタログ（又は商品本体）は、(以下同文)」として頂きたい。 消費者が商品購入時に商品の環境情報を入手する上で最も重要な媒体は、商品本体への表示とカタログへの表示記載である。	意見を参考に修正しました。なお、最大消費電力はすでに商品カタログに一般的に掲載されています。
8	4-1.(15)	「基材は、建築解体木材の使用のないこと。防蟻剤、防腐剤、防虫剤および難燃剤などが使用されないこと。」を削除。前文は、有機化学物質の含有率が表の数値以下であれば建築解体木材でも問題ないと考える。後文は、防虫剤などにはヒノキチオールなどがあり天然のものとは区別したい。	意見を参考に修正しました。
9	基準の追加	無鉛はんだ使用について基準設定をして頂きたい。 多くの家電製品への導入が進められており、無視できない環境要素である。すでにほとんどの生ごみ処理機で導入済みであれば必要ないが、そうでなければ一部調達部品について除く程度の高い基準で設定するべき。	現在の生ごみ処理機は無鉛はんだの使用にいたっておらず、今後の普及状況を見ながら認定基準として採り上げるべきか検討すると考えます。
10	基準の追加	バイオ式か乾燥式かの区分と環境負荷との関係について、認定基準の説明等に何らかの判断をして頂きたい。 消費者が商品購入にあたって迷う点の一つ。方式の違いが環境負荷と関係あるのであればその旨を、なければないことの説明が必要。	方式の違いによる大きな環境負荷の差はありません。生ごみの処理方法によって生ごみ処理容器と生ごみ処理機は構造が異なるため、認定基準を分けました。解説に明記しました。
11	基準の追加	家庭用生ごみ処理機は、回収を基準として入れていないことが理解に苦しむ。再度、家庭用生ごみ処理機の回収について検討し直す必要があると考える。	意見が望ましい方向であることは理解できますが、現実的に今の段階では実行不可能であり、原案のとおりとしました。
12	別表3	「効果的な使い方があれば表示すること」は「があれば」を削除し「効果的な使い方を表示すること」として頂きたい。また、本項と「18.その他」のこうとの調整を図って頂きたい。 「使用上の注意事項」に加えて「上手な使い方」を基準設定することは評価できる。しかし、購入後短期間で使わなくなってしまい、生ごみ処理機自体がごみになる恐れがある。	消費者にとって生ごみ処理機を使いこなすことが最初の障壁であるため、ご意見はもっともであり、修正しました。
13	別表3	「補修用性能部品の保有期間」について、具体的な年数として製造停止後10年以上を基準化して頂きたい。 家電製品については経済産業省、(社)家電製品協会の保有期間基準がある。しかし、内閣府の消費動向調査における平均使用年数調査の対象品目については、これらの基準年数より長く使用されている実態が示されている。この点で、エコマーク認定基準は一般商品より長期使用の可能性を具体的に担保するものとして設定することが必要。	生ごみ処理機は成熟市場ではないため、冷蔵庫、カラーテレビといった成熟製品と異なり、競争が激しく製品性能が飛躍的に向上することも期待できます。ご意見を参考に生ごみ処理機製造者の現状から6年として、補修用性能部品の保有期間を基準に明記しました。

14	別表3	安全性の確保について問題がある。バイオ式生ごみ処理機を対象とするならば、処理槽内における微生物培養状態を人や周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう基準を設定するべき。天然の微生物・空気中に浮遊しているまたはごみに付着している微生物だからといって安全ではない。 参考：北里大学医療衛生学部臨床微生物学研究室 http://tag.ahs.kitasato-u.ac.jp/tag-wada/noframe/l160.htm http://tag.ahs.kitasato-u.ac.jp/tag-wada/noframe/l257.htm	本件については、別表1および別表3に注意書きを添える旨の基準を策定しています。
15	証明方法	家庭用生ごみ処理機性能評価基準と性能ガイドラインについて、消費電力量及び減質量率の測定は2. 試験条件に基づいて測定することとされている。試験条件では温度20±2℃　湿度60±10%とされている。乾燥式生ごみ処理機は短時間の測定であるため問題ないと思われるが、バイオ式の場合、消費電力量の測定で安定に2週間と測定に1週間の計3週間必要。次に、減質量率の測定で2ケ月間の測定期間を必要としているが、この間、上記温度・湿度の試験層に入れておくのは大変であると同時に実用的と思えない。通常、バイオ式生ごみ処理機は屋外設置のため、昼夜・季節により湿度・温度に変化があるのが当然。試験地域にもよるが平均気温などで測定させて頂きたい。	バイオ式生ごみ処理機は、意見に述べられているとおり一般的に屋外設置であるため、条件が変化すると認識します。しかし、試験結果は温度・湿度などの測定条件によって異なってくることが予想されるため、測定における便宜的運用は避けるべきと考えます。従って、原案のとおりとしました。
16	証明方法	臭気に対する考慮として、脱臭装置による電気エネルギを消費することなく対応するため、低温で活躍できる微生物を選定して活用している。また、処理槽内を50ﾘｯﾄﾙ程度の大容積を持たせることによって臭いが発生しない対応をとっている。例として挙げられている「好気性微生物処理手段」あるいは「特定菌による微生物脱臭技術」としての考慮に該当するものとの判断を希望する。	微生物による臭気対策は、概ね「好気性微生物処理手段」あるいは「特定菌による微生物脱臭技術」としての考慮に該当すると考えます。
17	表示	マーク下段表示について、電気を使うものについては「ごみを減らす」だけではなくエネルギー使用に関する表示をして頂きたい。 電気を使う生ごみ処理機購入を躊躇させる要素の一つは、ごみを減らすことになっても二酸化炭素排出を増やすのではないかという危惧である。これを解消するエコマークでなければ環境を考える消費者は購入しないと思われる。当面1.5ということでは、同種商品より省エネルギであるにしても買わない方が省エネルギになるということであるので、消費者に混乱を与えない表示が必要で「省エネ性が高い」などより「消費電力○○kWh/kg」という表示になると思う。	意見6と関連して、消費電力について表示を追加しました。個別製品情報を表示することとしました。

意見者数7名
意見総数17件